

野田市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び野田市会計事務規則（平成25年野田市規則第19号）第34条第1項の規定により下記の者を指定納付受託者に指定したので、同法第231条の2の3第2項及び同規則第34条第2項の規定により告示する。

令和5年10月11日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
名 称 株式会社千葉銀行
所在地 千葉県千葉市中央区千葉港1-2
- 2 指定をした日
令和5年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税に係るインターネットを利用して納付される寄附金
- 4 指定期間
令和5年10月1日から契約期間満了の日まで